

第7期旭川市障がい福祉計画・  
第3期旭川市障がい児福祉計画  
素案

**【概要版】**

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

旭 川 市

## 目次

第1章	計画の基本的事項	1
第2章	障がい者数等の状況	2
第3章	成果目標の設定	3
第4章	障害福祉サービス及び相談支援	4
第5章	障害児通所支援及び障害児相談支援	5
第6章	地域生活支援事業	6
第7章	成果目標のほかに本計画において目指すこと	6
第8章	計画の推進体制	7
第9章	資料編	7

# 第1章 計画の基本的事項

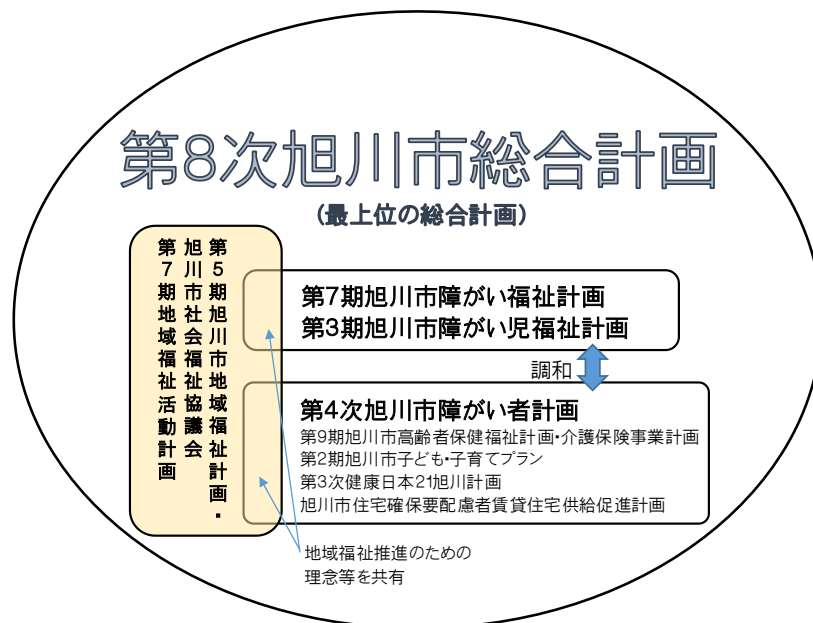
## 1 策定根拠及びこれまでの経緯

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、第7期旭川市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画では、障がい者の権利擁護の観点に基づき、障がい者が希望する生活の実現のため、令和6年度から令和8年度の間における、全ての福祉サービス（※1）について、本市の提供体制に関する目標や方向性を示します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、第8次旭川市総合計画を始めとした地域福祉・高齢者・子ども・保健・住宅確保要配慮者に係る個別計画との調和に配慮して策定を行います。また、第4次旭川市障がい者計画で定める主に「生活支援」の施策に関する取組を具体的に示す位置付けとなっております。



## 3 計画の内容

上記法律に基づく厚生労働省告示により、目標設定をするよう定められている内容（第3章関係）や、本市が独自で設定する目標（第7章関係）等を記載します。

### ※1 障害者総合支援法及び児童福祉法に規定される福祉サービスと表記について

- 各法で規定される全てのサービス
  - ・障害者総合支援法関係：①障害福祉サービス／②相談支援／③地域生活支援事業
  - ・児童福祉法関係：④障害児通所支援／⑤障害児相談支援
- 本計画での表記について
  - ・①+②の総称：障害福祉サービス等
  - ・①+②+③の総称：障害者総合支援法に基づく福祉サービス
  - ・④+⑤の総称：障害児通所支援等
  - ・①～⑤の総称：全ての福祉サービス

#### 4 計画の作成過程

本計画の策定に当たり、全ての福祉サービス事業所に対してアンケート調査を実施するとともに、旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会での審議、障がい当事者・家族及び関係者等の意見を伺うための意見交換会、旭川市自立支援協議会で協議しました。

## 第2章 障がい者数等の状況

### 1 障がい者数等

身体障害者手帳所持者数の減少傾向が続いている状況（令和4年度末時点：16,352人）に対し、療育手帳（令和4年度末時点：4,727人）及び精神障害者保健福祉手帳（令和4年度末時点：3,644人）の所持者数は増加しています。

全ての福祉サービスの利用対象者としては、手帳所持者だけではなく、障害者総合支援法の関係法令で定められる難病に該当する方や、特別支援学級に在籍する発達支援の必要性が認められる児童等も含まれる場合があります。

### 2 支給決定者数

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類の中では、就労継続支援B型、共同生活援助（以下「グループホーム」という。）、児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定者が増えています。

なお、支給決定者の詳細な状況としては、障がい者の重度化・高齢化が続いており、精神障がいにより支給決定を受ける方や中学生・高校生で支給決定を受ける方が増加している傾向があります。

※ 支給決定者数の推移【抜粋】（単位：人）

年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年
サービス	3月	3月	3月	3月	3月	8月
就労継続支援（B型）	1,716	1,754	1,764	1,778	1,852	1,893
グループホーム	655	709	752	831	918	939
児童発達支援	444	476	503	572	662	579
放課後等デイサービス	951	1,007	1,086	1,162	1,242	1,390

### 3 障害者福祉費の推移

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する全体的な事業費は毎年増加していて、令和4年度の決算額は約122億円となっており、平成29年度決算額の約1.18倍となっています。

しかし、重度障がい・強度の行動障がいを有する方や医療的ケアを必要とする方が利用できる、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等事業所が限られている等の課題が

続いています。

## 第3章 成果目標の設定

### 1 施設入所者の地域生活への移行

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行者	成果目標	36人			34人		
	実績値	2人	0人	—	—	—	—
施設入所者	成果目標	—	—	582人	—	—	527人
	実績値	567人	555人	—	—	—	—

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場 開催回数	成果目標	1回	1回	1回	4回	4回	4回
	実績値	3回	6回	—	—	—	—
目標設定・ 評価の実施	成果目標	—	—	—	各1回	各1回	各1回
	実績値	—	—	—	—	—	—

### 3 地域生活支援の充実

効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証します。

強度行動障害を有する人の支援ニーズを把握し、その結果を基に対応を検討します。

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

		第6期計画			第7期計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
一般就労 移行者	①成果目標	—	—	84人	—	—	70人	
	②実績値	53人	48人	—	—	—	—	
	①・② の内訳	うち就労移行	36人	25人	52人	—	—	48人
		うち就労A	3人	10人	6人	—	—	4人
		うち就労B	14人	13人	26人	—	—	18人
就労定着 支援事業 利用者	成果目標	—	—	60人	—	—	13人	
	実績値	0人	9人	—	—	—	—	

### 5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 国が示す目標は達成済のため、本市の実情に応じた、児童発達支援センターとしての機能の発揮の仕方について検討を進めます。

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

- (3) 国が示す目標は達成済のため、重症心身障がい児のニーズの把握及びそれを関係機関と共有することにより、適正な事業所数等について継続的に検討を行います。
- (4) 医療的ケア児コーディネーターを設置することを目指します。

#### 6 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が相談支援を受けやすいよう、相談支援体制の充実・強化に向けた実施体制の整備を図ります。

#### 7 障害福祉サービス等の質の向上

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供を行う体制を整備するため、サービスの質の向上を図るための各種取組を実施します。

## 第4章～第6章 各福祉サービスについて

第3章で設定した成果目標を達成するため、全ての福祉サービスについて、各支援の実施に対する考え方やサービス利用見込量等を設定しています。

なお、各章に記載されている今後の展望についての概略は、以下のとおりです。

### 1 第4章（障害福祉サービス及び相談支援）関係

#### (1) 訪問系サービス

ア 障がい者の地域生活を支える観点から、障がい特性等を踏まえたきめ細やかな支援の実現を目指します。

イ 障がい者の移動に関する支援の種類は多岐に渡るため、これらの制度の整理や適切な利用について、自立支援協議会等を活用し議論を深めていきます。

#### (2) 日中活動系サービス

##### ア 生活介護

重度障がいや医療的ケアのニーズに加え、中・高校生の放課後等デイサービスの利用増・近隣の特別支援学校高等部卒業生の制度利用を踏まえ、障がい者団体や障害福祉サービス事業者等とともに、適切なサービス提供の在り方を検討します。

##### イ 就労系サービス

成果目標の一つである「福祉施設から一般就労への移行等」の達成に向け、障害福祉サービスの利用から一般就労までの連続性を意識した就労支援の必要性を、障害福祉サービス事業所及び障がい者の雇用に係る関係機関と共有できるよう取組を進めます。なお、「就労定着支援」については、制度の周知を進めるとともに、障がい当事者における就労定着支援のニーズを把握し関係機関に周知するよう努めます。

##### ウ 短期入所

成果目標の一つである「地域生活支援の充実」の達成に向けては、短期入所事業

所が「緊急時の受入れ・対応」に重要な役割を果たすことから、成果目標達成に向け適切な体制整備に取り組みます。

### (3) 居住系サービス

#### ア グループホーム

障がい者や介護者の高齢化に伴い、「親亡き後」を見据えた居住先としてグループホームの需要が更に高まることから、旭川市障がい者福祉施設等整備方針に基づき整備を進めます。

#### イ 施設入所支援

成果目標である「施設入所者の地域生活への移行」の達成を目指しますが、その一方で、重度障がい者が安心して生活できる場所として、入所施設が果たすべき機能は維持する必要があります。特に、強度の行動障がい及び重度の自閉症等を含む、地域での生活が困難である障がい者の入所施設におけるサービス提供に係る支援を継続します。

### (4) 計画相談支援

現状において考えられる、1人の相談支援専門員が担当する計画相談支援の件数の目安（86件）を示すことで、今後新規で本事業の実施を検討する事業者等に対し、具体的な情報を提供します。

また、関係機関の理解と協力を得ながら、計画相談支援の担い手を増やすための取組を行います。

## 2 第5章（障害児通所支援及び障害児相談支援）関係

### (1) 子育て支援施策との連携について

障がい児支援施策と子育て支援施策の連動を意識した取組を今後も継続していきます。

### (2) 障害児通所支援事業所について

放課後等デイサービスは、利用者・事業所ともに増加傾向にあります。今後、1か月の延べ利用日数と放課後等デイサービス事業所の総定員数に関する情報を地域と共有しつつ、適正な需給バランスを図ります。

### (3) 障害児通所支援の質の向上について

北海道とも連携しながら、児童発達支援及び放課後等デイサービスのガイドラインを活用し、支援の質の向上に取り組みます。

### (4) 障害児相談支援について

現状において考えられる、1人の相談支援専門員が担当する障害児相談支援の件数の目安（36件）を示すことで、今後新規で本事業の実施を検討する事業者等に対し、具体的な情報を提供します。

また、関係機関の理解と協力を得ながら、障害児相談支援の担い手を増やすための取組を行います。

### 3 第6章（地域生活支援事業）関係

地域生活支援事業は、全国一律に実施される障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を補完するものとして、市町村の創意工夫により、地域の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施できる事業であり、全ての市町村が実施することとされている「必須事業」と、市町村各々の判断で行う「任意事業」で構成されています。

#### (1) 相談支援事業（必須事業）

障害者相談支援事業については、成果目標6「相談支援体制の充実・強化等について」の項目に示す取組を推進します。

#### (2) 意思疎通支援及び意思疎通支援者の養成研修事業（必須事業）

市民への手話に対する理解の促進及び手話の普及を推進するとともに、要約筆記及び盲ろう者向け通訳・介助による意思疎通支援を推進します。

#### (3) 日常生活用具給付等事業（必須事業）

地域のニーズや他都市の状況等を総合的に検討し、給付品目の拡大等について柔軟な対応に努めます。

#### (4) 移動支援事業（必須事業）

今後も安定したサービス提供体制を維持するため、地域の実情や関係者のニーズを踏まえた適正な事業内容のあり方について検討を進めます。

#### (5) 日常生活支援（任意事業）

障がい者やその家族のニーズを踏まえながら、今後の事業運営について関係機関と共に検討を進めます。

#### (6) 社会参加支援（任意事業）

多くの参加者が集まる事業であることから、今後は、感染症対策を講じた上での事業実施や実施状況に応じた支援に取り組みます。

## 第7章 成果目標のほかに本計画において目指すこと

### 1 旭川市障がい者福祉施設等整備方針

「入所等から地域生活への移行」、「地域生活の継続の支援」に対応していくために、以下のとおり方針を定め、障がい者福祉施設等の整備を行っていきます。

(1) 地域に移行した障がい者が日中活動の場として利用する生活介護の施設整備を推進します。

(2) 入所施設等から地域生活への移行の受皿となるグループホームの施設整備を推進します。

(3) 地域生活への移行にあたっては、入居体験の場及び緊急時の受入れの場としての短期入所の施設整備を推進します。

(4) 国土強靱化地域計画に基づく、災害時に備える施設整備を推進します。



(5) 既存施設の老朽化により、障がい者のニーズに合わなくなったもの、安全・安心の確保が困難となった施設の創設、改築、修繕等を推進します。

## 2 障害福祉サービス事業所等における担い手不足対応

事業所運営上、最大の課題となっている「支援員の確保」が図られるよう、報酬を含めた雇用環境の向上や働きやすい環境づくりなど、担い手不足解消に向けた先進事例を調査し、効果的な施策構築が図られるよう努めます。

## 3 旭川市手話言語に関する基本条例関係

この条例は、市が手話の普及に努めるとともに、市民や事業者は条例の趣旨を踏まえ、市の取組に協力するよう定めており、各種取組の推進に当たっては、条例第6条に規定する手話施策推進会議での審議内容に基づき計画的に実施します。

本計画の期間中においても、様々な場面での手話の普及を目指して、各種取組の拡充に努めます。

## 4 障害福祉サービス事業所等における災害時対応

障害福祉サービス等事業所及び障害児通所支援等事業所等における災害時対応に向けての研修・訓練等の取組を市が共有し、災害時に障がい者が適切な支援を受けられるよう進めます。

# 第8章 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、行政はもとより、障がい者、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが重要です。このため、計画に盛り込んである施策について広く情報提供を行うとともに、関係者との連携・協力体制を強化します。

また、事業の実施状況の確認等を行い、その確認結果に基づいて必要な対策を行うなど、計画を着実に推進します。

# 第9章 資料編

(省略)